1　品種登録の番号　第25561号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精さくも
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年11月27日

1　品種登録の番号　第25562号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精なつは
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８
7　出願公表の年月日　平成27年11月27日

1　品種登録の番号　第25563号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀はるかね
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地
7　出願公表の年月日　平成28年３月29日

1　品種登録の番号　第25564号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シューアゼリア
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地
7　出願公表の年月日　平成28年２月26日

1　品種登録の番号　第25565号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Nelumbo nucifera Gaertn.
4　登録品種の名称　緋乃華
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
大木正人
千葉県東金市北幸谷121
7　出願公表の年月日　平成25年８月12日

1　品種登録の番号　第25566号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　VIOLIN MUSIC
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
ＯＳＣＯ　ＧＡＲＤＥＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
東京都あきる野市草花1137－４
7　出願公表の年月日　平成27年３月２日

1　品種登録の番号　第25567号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　BLUE NOTE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
ＯＳＣＯ　ＧＡＲＤＥＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
東京都あきる野市草花1137－４
7　出願公表の年月日　平成27年３月２日

1　品種登録の番号　第25568号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　SALMON DANCE
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
ＯＳＣＯ　ＧＡＲＤＥＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
東京都あきる野市草花1137－４
7　出願公表の年月日　平成27年３月２日

1　品種登録の番号　第25569号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　RED CHORUS
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
ＯＳＣＯ　ＧＡＲＤＥＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
東京都あきる野市草花1137－４
7　出願公表の年月日　平成27年３月２日

1　品種登録の番号　第25570号
2　品種登録の年月日　平成28年12月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Spiraea L.
4　登録品種の名称　Tor Gold
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Valkplant B.V.
Valkenburgerlaan 64, 2771DA Boskoop, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成27年７月27日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字加須良字沖四六二の二、字入谷六一一の二、六一一の三、字出羽尻六一二、六一三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市荘川町三谷字小谷二二六八、二二七〇、二二七二、二二七四、二二七六、二二七七、二二七八、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八四、二二八七の一、二二八八、二二八九から二二九三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村の森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）